

であれば、そこまでの改革の熱量は出てこなかったというふうに考えております。

○田中(健)議員 私も、通らない前提だったと言われると、まず大変に残念ですし、悲しいですけども、そんなことはあり得ないと思っています。

そもそも、私たち国民民主党も、このガソリンの暫定税率に関しては、四年間、当初はトリガー条項の凍結解除でありましたけれども、訴え続けてきました。一日でも早く実現したいというのは高井委員と同じ考えでありますし、今回の通常国会では、他の野党とも協力をして、連携して法案を出しましたし、残念ながら成立には至りませんでした。共同提案できなかった皆様にも協力を仰ぎましたし、また、私自身も答弁に立たせていただいた、全力でこの成立に向けて取り組んできたという思いがあります。

今、重徳議員の答弁にもありましたけれども、衆議院で可決もしましたし、私は十分に成立する可能性があったと思っています。

○高井委員 あのとときの、参議院で何か半日だけ土曜日やったとたばたを思い出せば、本気だったとはとても思えませんが、もうこれ以上、時間がないの言いません。

もう一つ、修正案について伺いますが、これは暫定といながら五十一年間も取り続けてきた税ですよ。何で、これをやめるのに安定財源を求めなきゃいけないんですか。しかも、走行距離課税みたいな話まで何か聞こえてきますけれども、安定財源と附則第六条に入れた、それぞれ、ここは、では、自民、立憲、国民、簡潔にお答えください。

○後藤(茂)委員 ガソリンの暫定税率でございすけれども、昭和四十九年に道路財源の充実等の観点と、それから資源の節約といった観点も踏まえて設けられたものであります。

平成二十一年度一般財源化された後も、民主党政権下の二十二年度税制改正において、地球温

暖化対策の観点、厳しい財政事情等を踏まえて、期限のない当分の間税率として税率水準を維持することが決定されまして、その後、現在に至っております。

道路インフラの維持管理と国民生活のために必要な政策を実施するために今後も費用が必要になつていくことを踏まえれば、暫定税率の廃止によりまして税収が減収することに対しては、代替となる財源を安定的に確保することが必要不可欠であると考えたわけでございます。

先般、与野党六党での合意に至るまで、七月の国対委員長合意において財源確保が課題に掲げられていることも踏まえつつ協議を行ひまして、安定財源確保について検討し、結論を得ていくことについて合意されたものと考えております。

○稲富委員 安定財源について、本法案では、徹底した歳出の見直しを前提とした上で各種税制の見直しなどによって確保することとしており、それでも不十分な場合は具体的な方策をおおむね一年を目途に結論を得ることとしております。

国政の円滑な運営、将来世代の負担の軽減などを踏まえ、また、地方からは安定的な財源確保に強い要請があることを踏まえれば、適切な措置が講じられていると考えております。

以上です。

○田中(健)委員 七月の六党の国対委員長会議の中で年内の暫定税率廃止の合意が交わされてからも、予算また安定財源という議論が続いてきたというところを承知しております。その中で皆さんでまとめたものが修正案に盛り込まれていた方針のとおりだと思っておりますので、先ほどお話がありました、徹底した歳出の見直しの努力をする中で財源の確保を前提として、法人税の見直しや、高い所得税に対してですね、負担の見直し等の税制措置を検討する、これは令和七年末までに結論を得ることです。それから速やかな対応が必要だと思ひますし、さらに、具体的な方策については一年をめどに検討していくことである

ますから、私は、この方針のとおり検討していくのが筋であろうと思っています。

○高井委員 納得いきませんが、時間なので、終わります。ありがとうございます。

○阿久津委員長 次に、田村智子君。

○田村(智)委員 与野党協議で法案を取りまとめた皆様に本当に心から敬意を表します。

協議の中では、ガソリン、軽油の減税に当たり、その財源をどうするのか、各党に考え方の違いがある下で、野党は財源の方向性を提案してきたと聞いています。私は、財源というのはやはり大切だと思ひます。税収をどうしていくかということを考えていく上でも大切な論点だと思ひます。

どのような提案があったのか、原案提出者にお聞きします。

○辰巳議員 御質問ありがとうございます。

財源案については、野党から、早期から具体的な提案を行つてまいりました。

与野党六党の実務者協議において、私は、安易な国債発行に頼らずに歳入歳入の総合的な改革により恒久的な財源を確保することが必要だと主張をしてまいりました。それは、多額の国債増発は、金利の急上昇をもたらしたり激しいインフレを引き起こしたりする危険があり、放漫財政によつて住宅ローンなどの金利急騰や過酷な物価高騰で暮らしが破壊されるような事態を引き起こしてはならないからです。

具体的な財源としては、大企業優遇税制の見直し、一億円の壁と言われる金融所得課税の見直しといった税制改革を提起してまいりました。

これらの提案内容は、先般の、私もサインをいたしました、与野党六党の実務者による合意「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」におきまして、法人税関係特別措置の見直し、極めて高い所得の負担の見直し等の税制措置を検討し、令和七年末までに結論を得ると明記されたことから、与野党の一致した認識と

なつたものと理解をしております。

以上です。

○田村(智)委員 ありがとうございます。次に、今議論になっています沖縄への特例に關わつて、一点、財務大臣に確認いたします。

現在、沖縄では一リットル当たり七円の減税措置が取られていますが、この措置による減収額というのはどの程度でしょうか。

○片山(国務)大臣 お答えいたします。

御指摘の沖縄県の揮発油税等の軽減措置については、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づいて、沖縄県の本土復帰に伴い、その税負担を調整する激変緩和措置として設けられたものと承知しておりますが、これによる減収額は、令和七年度予算を基に機械的に試算いたしますと約四十億円程度であると承知をしております。

○田村(智)委員 沖縄県は全国でも物価高騰の影響が大きく、県民所得は低い水準です。経済や県民の暮らしの困難には歴史的な経緯もあります。緊急の物価高騰対策として法案が取りまとめられたことを踏まえれば、今回の減税では、全国と同じ額の引下げを実現すべきと考えますし、今、年間四十億程度ということでしたから、これはできると思ひます。法案提出者の見解をお聞きします。

○辰巳議員 ありがとうございます。

沖縄におけるガソリン税については、現在、沖縄復帰特別措置法に基づく政令において、二〇二七年五月十四日まで、他県より七円低い、一リットル当たり四十六・八円と軽減する措置が定められております。この措置は、一人当たり県民所得が依然として全国一低いことや、沖縄戦による県営鉄道の壊滅や広大な米軍基地の存在等により公共交通機関が不十分な状態となり、そのため、県民の移動手段は専ら自動車に依存せざるを得ない状況となつてることなどの沖縄の現状に鑑み、た措置であるものと理解をしております。

また、先ほど田村委員からも御指摘のとおり、

今回の暫定税率の廃止は、緊急にできる物価高騰対策として実施をするものであります。与野党六党実務者の合意のとおり、沖縄県については、こうしたこれまでの経緯や地域の実情を踏まえ、本則税率の軽減措置を講じるべきものと考えております。講じられるべきものと理解しております。

以上です。

○田村(智)委員 午前中にも、これは片山大臣への質問があつて、これはちゃんと国が措置を取るものというふうに私も理解をしたいと思います。

最後になんですけれども、今回のこの法案は、地方の移動手段、物流コストに大きく影響するガソリンと軽油の小売価格を引き下げするために暫定税率の廃止をするというものです。一方で、先ほど自民党の議員から意見としても表明がありましたけれども、気候変動対策としてカーボンニュートラルの追求ということは、これはやはり必要なことだと思ひます。

今後のガソリン税の水準を考える上で考慮すべきことについて与野党協議ではどのような議論があつたのか、お聞きをしたいと思ひます。

○辰巳議員 ありがとうございます。

今回の暫定税率廃止は、委員御指摘のとおり、地方の移動手段の負担感や物流コストへの影響など、現下の物価高騰への対応として行うものでございます。他方、気候危機への対策としてガソリン等の化石燃料の使用量を減らしていくことは重要なことと考えております。

御指摘の与野党六党の実務者協議においては、合意文書に、物価動向等やCO₂削減目標との関係にも留意しつつと盛り込まれました。将来的なガソリン税の水準については、この点も踏まえて決められるべきものと認識をしております。

ガソリンの使用量削減について付言をすれば、鉄道、路線バスなどの公共交通を重視する交通政策への転換や、ガソリン車から電気自動車などのゼロエミッション車への全面的な切替えを、自動

車メーカーに下請、関連企業に対する社会的責任を果たさせつつ行うなど、交通政策の全面的見直しが必要と考えております。

以上です。

○田村(智)委員 どうもありがとうございます。

今回、ガソリンの暫定税率の廃止ということで与野党が精力的な協議を行つてまとめられたこと、とても大切だったと思ひます。同時に、参議院選挙への審判というのは、物価高騰対策での消費税の減税を求めるとというのが国民多数の意思としても示されました。与野党協議で奮闘された皆様には、ここで終わりではなく、是非とも、消費税の減税の取りまとめに向かつて協議を引き続き行つていただきますことを心からお願ひをいたしまして、私の質問を終わります。

○阿久津委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○阿久津委員長 この際、第二百十八回国会、重徳和彦君外十名提出、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。財務大臣片山さつき君。

○片山国務大臣 ただいまの法律案につきましては、複数会派共同の修正案が提出されていることに鑑み、政府といたしましては意見を申し述べることは差し控えたく存じます。

○阿久津委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。高井崇志君。

○高井委員 れいわ新選組はかつてよりガソリン税ゼロを公約に掲げ、消費税廃止とともにポスターに明記してきた看板政策です。暫定税率廃止

は、不十分ながらも大きな一歩であり、賛成するものであります。我々が六月十一日及び八月一日の野党七党による法案提出に加わらなかったのは、野党七党が本気だと思えなかったからです。

六月十一日提出の法案は、どう考えても国会会期を延長しなければ通らない時期の提出であり、かつ、野党は、衆議院で多数を占めていたにもかかわらず、国会の会期延長を行いませんでした。翌月に行われる参議院選対策のパフォーマンスにすぎず、本気で通す気がなかったことは、国民民主党の玉木代表が七月二十六日の読売テレビのインタビューに、通っちゃうんで、本当にと発言していることから明らかです。

八月一日に提出した法案は、参議院選の結果、衆参共に野党多数となったにもかかわらず、五日間で国会を閉じてしまいました。あのとき、国会を一週間延長していれば、九月一日にはガソリンを値下げすることは可能でした。国民は四か月間損をしたことになります。九月からではガソリンスタンドが混乱する等々いろいろ言われますが、六月二十日の委員会の質疑で、法案提出者は、ガソリンスタンド経営者とも意見交換したが、七月一日、すなわち十日後の法施行は問題ないと、自信を持つて答弁していました。あの答弁は何だったのでしょうか。

加えて、今回の修正案には、附則第六条に、おおむね一年を目途に安定財源の具体的方策の結論とあります。五十一年間も暫定といつて国民から税を取っておきながら、この上、更に税を取るつもりでしょうか。走行距離課税などゆめゆめ考えていないと信じていたのですが、これまでの与野党の茶番劇を見てみると、疑いたくもありません。元々、暫定的という約束で国民から徴収してきた税であり、代わりの財源を探す必要など全くありません。

以上、原案にも修正案にも問題は山積しておりますが、ガソリン暫定税率廃止は国民が大いに求めているものであり、原案及び修正案共に賛成い

たします。

○阿久津委員長 これにて討論は終局いたしました。

○阿久津委員長 これより採決に入ります。

第二百十八回国会、重徳和彦君外十名提出、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、後藤茂之君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○阿久津委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。(拍手)

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○阿久津委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。(拍手)

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○阿久津委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○阿久津委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十五分散会